

# AMT/NEWSLETTER

## Banking & Finance - Insurance

2026年1月23日

### 比較推奨販売に関する改正案の概要

弁護士 村井 恵悟 / 弁護士 津江 紘輝 / 弁護士 高野 聖也

監修 弁護士 出張 智己 / 弁護士 福田 直邦 / 弁護士 若狭 一行

#### Contents

##### I. 比較推奨販売に関する改正の背景

##### II. 比較推奨販売に関する改正案の概要

1. 比較推奨販売に関する改正案の全体像
2. 比較推奨販売の方法
3. 比較推奨販売に係る体制整備関係

##### III. まとめに代えて

### I. 比較推奨販売に関する改正の背景

乗合代理店<sup>1</sup>における比較推奨販売に関する規制は、2014年保険業法改正に伴う保険業法施行規則の改正により導入された。かかる改正により、乗合代理店が比較説明を行う場合には、当該比較に係る事項を説明することが求められるようになった。また、乗合代理店が、顧客の意向に沿って商品を選別し、商品を推奨する場合には、顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由を説明することが求められ(以下「口方式」という。)、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、当該提案の理由を説明することが求められるようになった(以下「ハ方式」という。)(保険業法施行規則第227条の2第3項第4号イ・ロ・ハ、保険会社向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」という。)Ⅱ-4-2-9(5))。

このうち、実務上しばしば用いられてきたのはハ方式であった。ハ方式は、比較可能な同種の保険契約の中から、顧客の意向に沿った選別をすることなく、特定の保険商品を提案することを認めるものである。そのため、「保険代理店の経営方針として特定の保険会社を推奨している」、「特定の保険会社の事務に精通している」等の顧客の意向とは無関係の理由に基づいて特定の保険商品を提案することも、ハ方式の下で許容されていた。

しかし、ハ方式に関して、今般、「乗合代理店が損害保険会社からの便宜供与の実績等の理由により、同損害保険会社

<sup>1</sup> 保険業法施行規則第227条の2第3項第4号及び規則第234条の2の2第1項第2号に規定する二以上の所属保険会社等を有する保険募集人をいう。

の商品を推奨することを決定しておきながら、顧客に対して『特定の損害保険会社の事務に精通している』といった本来の理由を隠した説明を行っていたなど、比較推奨販売に関する規定を不適切に運用されていたことが明らかになった」(「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書(2024年6月25日)(以下「有識者会議報告書」という。)。<sup>2</sup>11頁参照)。

そこで、2024年12月25日に公表された「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書(以下「損害保険業等WG報告書」という。)<sup>3</sup><sup>4</sup>において、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に関する改正の具体的な内容が提言され、かかる提言を踏まえて、2025年12月17日に、保険業法施行規則及び「保険会社向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」という。)の改正案(以下、それぞれ「府令案」、「監督指針案」という。)が公表され、パブリックコメントの募集が開始された。本ニュースレターは、府令案及び監督指針案の概要について解説する。

なお、同日に4つのパブリックコメントの募集が開始されており<sup>5</sup>、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に関する改正以外にも、以下に関する改正が予定されている。当事務所は、これらについても追って別のニュースレターにて解説することを予定している。

- (1) 特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化(保険募集の業務関連)
- (2) 特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化(兼業業務関連)
- (3) 保険会社等に対する体制整備義務の強化
- (4) 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止
- (5) 保険仲立人の活用促進に向けた対応等
- (6) 保険代理店と保険仲立人の協業等

参考までに、比較推奨販売に関する改正に限らず、有識者会議報告書及び損害保険業等WG報告書による提言の主な内容及びそれに対応する改正等<sup>6</sup>を示した一覧表を本ニュースレターの末尾に掲載している(2025年12月17日にパブリックコメントの募集が開始された前記各改正を除き、関連するリンクは各脚注参照)。改正保険業法の施行日は2026

2 <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/houkokusyo.pdf>

3 [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20241225/1.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20241225/1.pdf)

4 損害保険業等WG報告書に関する詳しい内容は、当事務所のニュースレター(2025年1月31日号)を参照されたい。また、2025年3月7日に国会に提出された保険業法の一部を改正する法律案(以下「改正保険業法」という。)に関する解説は、当事務所のニュースレター(2025年3月25日号)を参照されたい。

5 「令和7年保険業法改正に係る内閣府令(案)等に対するパブリックコメントの実施について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217/20251217.html>)

「令和7年改正保険業法(1年以内施行)に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-2/20251217-2.html>)

「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について(保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)関係)」(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-3/20251217-3.html>)

「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-4/20251217-4.html>)

6 損害保険協会(以下「損保協会」という。)により、ガイドラインの策定予定等が「お客さま・社会からの信頼回復に関する損保協会の取組み」と題するウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>) (以下「損保協会特設サイト」という。)において公表されている。なお、本ニュースレターの末尾に掲載している一覧表に示した取組みのほか、損保協会は、「募集コンプライアンスガイド」(情報管理版)の策定、会員会社向けコンプライアンスセミナーの開催、損害保険会社に係る個人情報保護指針に基づく対象事業者4社に対する指導及び全ての対象事業者に対する個人情報保護法及び「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等の遵守についての要請、といった個人情報保護法等遵守態勢の整備のための取組みその他の取組みを実施している。

年6月1日<sup>7</sup>であるが、当該一覧表は今後の動向次第でまだ若干流動的な部分があり得る点は留意いただきたい<sup>8</sup>。

## II. 比較推奨販売に関する改正案の概要

### 1. 比較推奨販売に関する改正案の全体像

損害保険業等 WG 報告書の提言の内容	府令案・監督指針案の内容
<p>■ 現行の保険業法令においては、乗合代理店が保険会社からの便宜供与等の見返りとして、顧客に対して特定の保険会社の商品を優先的に推奨していたとしても、顧客に対してその理由を適切に説明していたとするならば、直ちに法令違反とはならない。しかしながら、顧客の意向にかかわらず、便宜供与等の乗合代理店の利益のみを優先して特定の保険会社の商品を推奨することは、その理由を適切に説明していたとしても、<u>顧客の適切な商品選択を阻害し得るものであり、最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を果たす観点からは適切な対応とは言えない</u>と考えられる。</p> <p>さらに、今般の保険金不正請求事案<sup>9</sup>における保険代理店のように、本来は便宜供与を理由としているにもかかわらず、例えば経営方針であるなどとして保険代理店独自の理由であるかのように装った場合、それが露呈しづらいという課題もある。</p> <p>このため、適切な比較推奨販売を確保する観点から、乗合代理店が比較推奨販売を行う場合には、乗合代理店における保険募集の実務や募集形態等も踏まえつつ、</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 府令案第227条の2第3項第4号及び第234条の21の2第1項第2号における二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の説明事項に関して、ハ方式が削除された(それに伴い、口方式も、「二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から提案契約の提案をしようとする場合」であれば適用されるように文言の調整が行われている。)。</li><li>● 「保険募集人の体制整備義務」(監督指針案II-4-2-9)に、以下のとおり「乗合代理店における比較推奨販売」の事項が追加された(同(5))。 「乗合代理店は、金融サービス提供法(同法第2条第1</li></ul>

7 「令和7年保険業法改正に係る政令の公布及びパブリックコメント結果の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251219/20251219.html>)及び2025年12月19日付官報(号外第277号)

8 2025年9月19日付の生命保険協会(以下「生保協会」という。「顧客本位の業務運営を推進する今後の取組み～法令・監督指針改正等を踏まえた、会員各社と保険代理店との適切な関係性の構築の推進等の取組み～」によれば、以下の見直しが今後予定されている([https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919\\_2.pdf](https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919_2.pdf))。

(1) 「代理店業務品質評価運営」における評価基準・評価方法の見直し  
(ア) 2026年度調査において、見直した評価基準や評価方法に基づき、全認定代理店について再評価を実施予定

(2) 監督指針改正等を踏まえた協会ガイドラインの新設・改正

(ア) 「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の新設(2025年9月19日公表済)

(イ) 「代理店監査の高度化」に係るガイドラインの改正

(ウ) 「比較推奨販売」に係るガイドラインの改正

(エ) 「募集代理店共通自己点検表」の点検項目の見直し

(3) 代理店への過度な便宜供与に関する通報制度の新設

(ア) 生保協会内に、生命保険会社の役職員からの通報窓口を新設(2026年4月頃運用開始予定)

9 概要については、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議(第1回)事務局説明資料」(2024年3月26日)(<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/siryou/20240326/siryou2.pdf>)2~7頁及び「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ第2回事務局説明資料」(2024年10月16日)([https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo\\_wg/siryou/20241016/1.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryou/20241016/1.pdf))9~10頁参照。

損害保険業等 WG 報告書の提言の内容	府令案・監督指針案の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 顧客の意向に沿って保険商品を絞り込む</li> <li>➤ 同保険商品の絞り込みに当たっては、顧客が重視する項目を丁寧かつ明確に把握した上で、意向に沿って保険商品を選別し、推奨する</li> </ul> <p>ことを求めていくべきであり、その際の留意事項等については、今後、監督指針等において可能な限り明確化が図られる必要がある。(損害保険業等 WG 報告書 7~8 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ また、こうした対応の実効性を確保するため、乗合代理店においては、顧客に対して商品を提案・推奨する基準や理由を社内規則等に定めるほか、比較推奨販売の実施状況の適切性を確認・検証し、必要に応じて改善に取り組むなど、乗合代理店の規模や業務特性に応じた体制を整備すべきである。(損害保険業等 WG 報告書 8 頁)</li> <li>■ 併せて、顧客に対して、<u>乗合代理店と保険会社との関係を示す</u>ような情報(例えば、取り扱う保険商品の範囲や所属保険会社等のリスト等)をあらかじめ提供することも考えられる。(損害保険業等 WG 報告書 8 頁)</li> </ul>	<p>項)に基づく顧客等に対する誠実公正義務の趣旨も踏まえ、顧客の最善の利益を勘案しつつ、適切な比較推奨販売<sup>10</sup>を行わなければならない。</p> <p>このため、以下の点に留意しつつ、法第 294 条第 3 項に基づき、あらかじめ所属保険会社等の商号等を明らかにした上で、法第 294 条第 1 項(規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 2 号)に基づき、保険契約の内容、その他保険契約者等の参考となるべき情報を提供し、わかりやすく説明しているか。また、乗合代理店の健全かつ適切な業務運営を確保するための措置が講じられているか。」(以下、監督指針案で挙げられている留意点については、下記 2.及び 3.にて詳述する。)</p>

損害保険業等 WG 報告書の提言を踏まえて、(a)府令案ではハ方式が廃止され、二以上の所属保険会社等が引き受けける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から提案契約の提案をしようとする場合であれば、顧客の意向に沿って当該保険募集人が選別した比較可能な同種の保険契約の概要及び提案理由についての説明が求められることとなった(府令案第 227 条の 2 第 3 項第 4 号口)。その際の留意点は監督指針案において敷衍されている(下記 2.参照)。また、(b)比較推奨販売の方法を踏まえて、その実効性を確保する観点から必要と考えられる体制整備の内容が、監督指針案に追加されている(下記 3. 参照)。

以下では、比較推奨販売に関する規制の改正内容を、上記の(a)及び(b)に分けて解説する。

なお、損害保険業等 WG 報告書で提言されていた、「乗合代理店と保険会社との関係を示す」ような情報(例えば、取り扱う保険商品の範囲や所属保険会社等のリスト等)の提供に関しては、監督指針案 II -4-2-9(5)において明示的に記載されるには至っていないように見受けられる<sup>11</sup>。

<sup>10</sup> 保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 2 号に規定する保険契約への加入の提案をいう(監督指針案 II -4-2-9(5))。

<sup>11</sup> ただし、現行法上既に、保険募集人は、所属保険会社等の商号、名称又は氏名をはじめとする情報をあらかじめ顧客に提供すべき義務を負っており(保険業法第 294 条第 3 項、同法施行規則第 227 条の 2 第 12 項)、また、保険契約に加入させるための行為に関し、保険契約者等の保護に資するため、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行うことも求められている(保険業法第 294 条第 1 項)。監督指針案は、これらの規定に基づき、あらかじめ所属保険会社等の商号等を明らかにした上で、保険契約の内容、その他保険契約者等の参考となるべき情報を提供し、わかりやすく説明することを求めている(監督指針案 II -4-2-9(5))。

## 2. 比較推奨販売の方法

損害保険業等 WG 報告書の提言の内容(再掲)	府令案・監督指針案の内容
<p>■ 適切な比較推奨販売を確保する観点から、乗合代理店が比較推奨販売を行う場合には、乗合代理店における保険募集の実務や募集形態等も踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 顧客の意向に沿って保険商品を絞り込む</li> <li>➤ 同保険商品の絞り込みに当たっては、顧客が重視する項目を丁寧かつ明確に把握した上で、意向に沿って保険商品を選別し、推奨する</li> </ul> <p>ことを求めていくべきであり、その際の留意事項等については、今後、<u>監督指針等において可能な限り明確化が図られる必要がある</u>。(損害保険業等 WG 報告書 8 頁)</p>	<p>● 「乗合代理店における比較推奨販売」の項目が追加され、「比較推奨販売の方法」として、以下の 2 類型の情報提供義務に関する詳細な留意点が追加された(監督指針案 II-4-2-9(5)①)。</p> <p>「① 比較推奨販売の方法</p> <p>A. 複数の保険契約の契約内容を比較して説明する場合(比較説明)の情報提供義務(法第 300 条第 1 項第 6 号、II-4-2-2(9)②参照)</p> <p>乗合代理店が取り扱う複数の保険契約の契約内容を比較して説明する場合には、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号イの規定の趣旨を踏まえた上で、保険募集の実務や募集形態等に応じて、以下の事項を遵守しているか。</p> <p>(a)複数の保険契約の契約内容を比較する場合には、<u>比較する事項やその内容を適切に説明</u>しているか。</p> <p>(b)顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示しているか。</p> <p>(c)特定の保険契約の優位性を示すために他の保険契約と比較を行う場合には、当該他の保険契約についても、その全体像や商品特性を顧客に対して正確に示すとともに自らが勧める保険契約の優位性の根拠を説明しているか。</p> <p>B. 二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿って保険契約を選別し、提示・推奨する場合(推奨販売)の情報提供義務</p> <p>乗合代理店が二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿って保険契約を選別することにより、保険契約を提示・推奨しようとする場合には、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ロの規定の趣旨を踏まえた上で、保険募集の実務や募集形態等に応じて、以下の事項を遵守しているか。</p> <p>また、顧客の意向に沿って保険契約を選別する場合には、<u>事前に商品特性や保険料水準などの顧客が重視する事項を丁寧かつ明確に確認する必要がある</u>ことに留意する。</p> <p>(a)乗合代理店が二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿って保険契約を選別し、一又は二以上の保険契約を提示・推奨する場合には、<u>当該提示・推奨する保険契約の</u></p>

損害保険業等 WG 報告書の提言の内容(再掲)	府令案・監督指針案の内容
	<p><u>概要及び顧客の求めに応じて契約内容並びに当該提示・推奨する基準や理由等を説明しているか。特に、顧客の意向に沿って選別した保険契約の中から、商品特性等により、特定の保険契約を推奨する場合には、顧客の最善の利益を勘案したものとして、保険募集人や乗合代理店の都合によることなく、合理的かつ一定の具体性を有する基準や理由等を説明しているか。</u>その場合、<u>推奨する特定の保険契約以外の保険契約もある旨及び顧客の求めに応じて、それらの保険契約の概要又は契約内容を説明する旨を説明しているか</u> <b>12 13</b>。</p> <p>(b) <u>顧客の意向が不明確な場合であっても、保険契約の選別に当たっては、例えば、顧客が特に重視すると考えられる事項を例示するなど、可能な限り顧客の意向を把握した上で、上記(a)に基づき対応しているか</u> <b>14</b>。」</p>

ハ方式の廃止に伴い、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、特定の保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情に基づいて商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨すること(現行の監督指針Ⅱ-4-2-9(5)③参照)は、今後認められなくなる**15**。ハ方式の存在を前提としていた監督指針の記載は監督指針案でも削除され、比較説明及び口方式に基づく推奨販売に関する情報提供についての記載に再編されている。

**12** 現行の監督指針でも、「形式的には商品の推奨理由を客観的に説明しているように装いながら、実質的には、例えば保険代理店の受け取る手数料水準の高い商品に誘導するために商品の絞込みや提示・推奨を行うことのないよう留意する」ことが求められているが(監督指針Ⅱ-4-2-9(5)②注 1)、監督指針案では、「保険契約を提示・推奨する基準や理由等について、合理的かつ一定の具体性を有する説明をしているように装いながら、実質的には、例えば、乗合代理店が受け取る手数料水準の高さや乗合代理店への便宜供与等の実績など、乗合代理店の都合による保険契約の選別や提示・推奨を行うことのないよう留意する」と、注記が拡充されている(監督指針案Ⅱ-4-2-9(5)①注 1)。

**13** 「提示・推奨する本来の基準や理由等を告げない行為、提示・推奨する基準や理由等が複数ある場合に主たるものを行わず、他の基準や理由等を告げる行為を行うことのないよう留意する」という注記が追加されている(監督指針案Ⅱ-4-2-9(5)①注 2)。このうち、「提示・推奨する基準や理由等が複数ある場合に主たるものを行わず、他の基準や理由等を告げる行為を行うことのないよう留意する」という点については、当局の従前の解釈である、「保険募集人が特定の商品を提示する理由等は様々であると考えますが、その理由が合理的なものである必要があるとともに、理由が複数ある場合にはその主たる理由を説明する必要があり、また、分かりやすく説明を行う必要がある(金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(2015年5月27日付)(以下「2015年パブコメ」という。)No.521)という点を踏まえたものと考えられる。

**14** 「顧客が特に重視すると考えられる事項を例示するに当たっては、顧客の意向を顧みず営業上の理由から恣意的に特定の保険契約へ誘導することのないよう留意する。なお、恣意的に特定の保険契約へ誘導するその行為が、内容や態様等によっては、法第300条第1項第1号及び第6号に抵触するおそれがあることに留意する」という注記がなされている(監督指針案Ⅱ-4-2-9(5)①注 3)。

**15** 例えば、比較可能な同種の商品が他にあるにも拘らず、取扱商品一覧等に予め選定した特定の商品群を記載するような場合も、従前ハ方式として位置付けられていたため(2015年パブコメ No.514)、かかる方法も今後認められなくなる。

## (1) 比較説明

二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容について、当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供、すなわち、比較説明をしようとする場合に、当該比較に係る事項を情報提供すべきとされている(保険業法施行規則第227条の2第3項第4号イ)。その際、保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為が禁止されている(保険業法第300条第1項第6号、同法施行規則第227条の14第1項)。

監督指針案は、これらの規定を踏まえて、比較説明に際して、上記表中の①A(a)から(c)の事項を遵守することを、乗合代理店に求めている。このうち①A(b)及び(c)は、現行の監督指針Ⅱ-4-2-9(5)②注2の内容が再整理されたものであると思われるが、監督指針案では、①A(a)の複数の保険契約を比較する場合における比較事項やその内容を適切に説明することが追加されている点に留意すべきである。

## (2) 推奨販売(口方式)

乗合代理店による推奨販売(口方式)のプロセスに関して、監督指針案は、以下の2つの段階に構成していると見受けられる。

### ア 顧客の意向の把握

まず、「事前に商品特性や保険料水準などの顧客が重視する事項を丁寧かつ明確に確認する」ことが求められている(監督指針案Ⅱ-4-2-9(5)①B)。その際、「顧客の意向が不明確な場合であっても、(中略)例えば、顧客が特に重視すると考えられる事項を例示するなど、可能な限り顧客の意向を把握する」ことが求められている(同(b))。ただし、「顧客が特に重視すると考えられる事項を例示するに当たっては、顧客の意向を顧みず営業上の理由から恣意的に特定の保険契約へ誘導することのないよう留意する」必要がある(同(b)注3)。

推奨販売において比較対象となる「比較可能な同種の保険契約」に該当するか否かが、「保険募集人等が顧客の意向の把握過程において把握しようとする顧客の意向との関係で、一般人の合理的な期待を基準」として、個別具体的かつ実質的に判断される<sup>16</sup>こととの関係でも、この顧客の意向把握のプロセスは極めて重要であると思われる。

### イ 保険契約の選別、提示・推奨、説明

次に、乗合代理店は、顧客の意向に沿って保険契約を選別し、一又は二以上の保険契約を提示・推奨すること、その際、「当該提示・推奨する保険契約の概要<sup>17</sup>及び顧客の求めに応じて契約内容並びに当該提示・推奨する基準や理由等」の説明を行うことが求められている(監督指針案Ⅱ-4-2-9(5)①B(a))。

そして、「顧客の意向に沿って選別した保険契約の中から、商品特性等により、特定の保険契約を推奨する場合には、顧客の最善利益を勘案したものとして、合理的かつ一定の具体性を有する基準や理由等を説明」することが求められている。また、その際には、「推奨する特定の保険契約以外の保険契約もある旨及び顧客の求めに応じて、それらの保険契約の概要又は契約内容」を説明することも併せて求められる(監督指針案Ⅱ-4-2-9(5)①B(a))。

<sup>16</sup> 2015年パブコメNo.74-77参照。

<sup>17</sup> 従前の解釈のとおりであれば、パンフレットにおける商品概要のページなど、商品内容の全体像が理解できる程度の情報が求められることが見込まれる(2015年パブコメNo.545-550、552、557)。

上記「合理的かつ一定の具体性を有する基準や理由等」の説明が求められている点については、具体的にどのような内容であれば許容されうるのか、今後、パブリックコメントの結果等にも注視する必要がある。

### 3. 比較推奨販売に係る体制整備関係

損害保険業等 WG 報告書の提言の内容(再掲)	府令案・監督指針案の内容
<p>■ 顧客に対して商品を提案・推奨する基準や理由を社内規則等に定めるほか、比較推奨販売の実施状況の適切性を確認・検証し、必要に応じて改善に取り組むなど、乗合代理店の規模や業務特性に応じた体制を整備することを求める。(損害保険業等 WG 報告書 8 頁)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保険業法施行規則別紙様式第 25 号の 2 及び別紙様式第 25 号の 3 に関して、一定規模以上の乗合代理店に提出が義務付けられる事業報告書の記載事項のうち、「比較推奨販売の方法」に関する記載内容が改正され、「推奨方針(顧客の意向に沿って選別した保険契約の中から、特定の保険契約の提案・推奨を行う場合の基準・理由等)」や、「比較・推奨販売の適切性の確認方法」の記載欄が設けられた(保険業法施行規則別紙様式第 25 号の 2 及び別紙様式第 25 号の 3 の改正案)。</li><li>● 比較推奨販売の実施状況の適切性を確認・検証する方法として、以下のとおり、「比較推奨販売に係る体制整備関係」の事項が追加された。<p>「比較推奨販売を適切に行うための措置について、以下のような点を含めて、法第 294 条の 3 の規定の趣旨を踏まえた上で、<u>乗合代理店自身の規模や業務特性を踏まえつつ、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか</u>。また、確認・検証に当たっては、<u>保険代理店等に対する便宜供与</u>(II-4-2-12)や<u>保険代理店に対する出向</u>(II-4-2-13)により、顧客の適切な商品選択の機会を阻害していないか否かも含めて確認する必要があることに留意する。</p><p>ア. 上記①における<u>提示・推奨する基準や理由等</u>について、<u>社内規則等に規定</u>しているか。</p><p>イ. 上記ア. の<u>社内規則等を踏まえた、適切な比較推奨販売を行うための教育・管理・指導を実施</u>しているか。</p><p>ウ. <u>比較推奨販売の適切性等の確認・検証に必要となる記録や証跡等の保存期間等を社内規則等にて定めた上で、比較推奨販売の適切性に關して、効率的かつ効果的に確認・検証</u>しているか<sup>18</sup>。</p><p>エ. 上記ウ. における確認・検証結果を踏まえ、必要に応じて比較推奨販売方法の見直しや改善を行っているか。」</p></li></ul>

<sup>18</sup> 「証跡等の保存に当たっては、顧客保護等(II-4-4)の規定も踏まえつつ、顧客の意向や属性に応じた比較推奨販売に係る説明が適切に行われているか確認・検証できるものであること」という注記がなされている(監督指針案 II-4-2-9(5)②注)。

比較推奨を適切に行うための措置の実施状況についての確認・検証態勢として、上記表中のアないし工のとおり、保険商品の提示・推奨に関する基準や理由を社内規則等に規定した上で、教育・管理・指導を行うこと、比較推奨販売の適切性等に係る事後的な検証を可能とするための記録・保存を行い、比較推奨販売に係る PDCA サイクルを回転させていくことが求められている。

ここでの確認・検証態勢に関しては、損害保険業等 WG 報告書 8 頁における上記の提言や、「特に中堅・中小規模の乗合代理店については、比較推奨販売の適正化に伴う体制整備による新たな人員増強やコスト負担には限界があり、こうした現実を踏まえた対応が必要である」との指摘も踏まえて(損害保険業等 WG 報告書 8 頁脚注 13)、乗合代理店の規模や業務特性を踏まえた対応が許容されている。ただし、乗合代理店の規模や業務特性を踏まえた対応として、どの程度の柔軟性が許容されているのかは、監督指針案では明らかではない。また、比較推奨販売の適切性等の確認・検証に必要となる記録や証跡等としてどの程度のものが求められるかについても、監督指針案では明らかにされていない<sup>19</sup>。とりわけ、記録や証跡等の管理の負担が増大すると、その管理にたとえば AI を活用していくことが今後一層予想される。このような観点からも、どのように記録や証跡等を残していく必要があるのかがある程度規格化していくことが望ましい。今後、これらの点に関して、パブリックコメントの結果等を注視する必要がある。

### III. まとめに代えて

比較推奨販売に関する規制の見直しによるハ方式の廃止は、実務上特に注目を集めてきたように思われる<sup>20</sup>。今般、府令案及び監督指針案が公表されたことで、改正後の比較推奨販売に関する規制の全体像が示されることとなった。比較推奨販売の方法及び体制整備に関しては各社の対応に委ねられる部分も残ると思われるものの、実務上運用していくにあたっては、より一層の明確化が望まれる点も見受けられる。パブリックコメントの結果及び生命保険協会・損害保険協会のガイドラインの改正<sup>21</sup>を通じて、これらの点の明確化が図られるか否かを含めて、今後の動向に引き続き注視が必要である。

---

<sup>19</sup> 2015 年パブコメにおいても、複数保険会社の商品から比較推奨して販売する場合に係る措置の実施状況を確認・検証する態勢に関して、確認・検証を行うにあたり、どのような記録や証跡等が必要になるか例示してほしいという質問に対して、「比較推奨販売の実施状況の適切性を確認・検証し、必要に応じて、改善することが重要であることから、その適切性の確認・検証に資する記録や証跡等の保存が必要」とのみ回答されており、明確化されていなかった(2015 年パブコメ No.562)。

<sup>20</sup> 府令案及び監督指針案が公表される前、金融庁は、2025 年 7 月「2025 年保険モニタリングレポート」52 頁において、以下のとおり述べていた(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250704/02.pdf>)。「比較推奨販売の適正化については、保険金関連事業を兼業する保険代理店や企業内代理店において、今後の方針に懸念を表明する先が多く存在した。その理由としては、推奨商品以外の事務に精通していないこと、自動車保険の商品性に差異がないこと又はシステム上の制約が多く挙げられた。今後、規制の趣旨を踏まえた上で、顧客本位の業務運営の観点から、実務上どのような対応が望ましいかについて、関係先との対話を経て明確化する必要がある。」

<sup>21</sup> なお、現在、損害保険協会「募集コンプライアンスガイド」(2025 年 9 月版) ([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/pdf/boshu\\_guide\\_202509.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/pdf/boshu_guide_202509.pdf))では、代理店の「規模」に応じた体制整備の考え方として、「代理店主による教育・管理・指導が可能な規模か否かが 1 つの目安になる」とされている(115~116 頁)等、乗合代理店において構築されるべき推奨販売・比較説明に係る体制整備を含めた保険代理店における体制整備についての記載がある。また、生保協会においても、「比較推奨販売」に係るガイドラインの改正が予定されている(前掲注<sup>8</sup>)。今後、府令案及び監督指針案を踏まえて、これらのガイドラインが更新される際に、監督指針案では未だ明確ではない部分の明確化が図られることが期待される。

【有識者会議報告書及び損害保険業等 WG 報告書による提言の主な内容及びそれに対応する改正等の一覧表】

提言項目	提言箇所	改正箇所	
顧客本位の業務運営の徹底	大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等 ・ 規制の対象となる大規模乗合代理店の特定 ・ 保険金関連事業(自動車修理業等の、保険金から修理費等の支払を受けることで利益を得られる事業をいう。以下同じ。)を兼業する大規模乗合代理店への対応 ・ 大規模乗合代理店に求める体制整備のあり方等 ・ 大規模乗合代理店以外に関する事業報告書の記載項目の拡充	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令・府令・監督指針・協会ガイドライン等 <sup>22</sup>
	乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	府令・監督指針・協会ガイドライン等 <sup>23</sup>
	保険会社による指導等の実効性の確保等	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令・監督指針 <sup>24</sup> ・協会ガイドライン等 <sup>25</sup>
	損害保険分野における自主規制のあり方の整理(保険代理店の業務品質の第三者評価枠組み等)	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	協会ガイドライン等 <sup>26</sup> ※自主規制機関の設置は見送り

<sup>22</sup> 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf))。また、2025年9月5日、「募集コンプライアンスガイド」の改定により、保険代理店の兼業に伴う弊害の防止の観点から、利益相反管理に関する記載が追加された([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fk-att/250905\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fk-att/250905_01.pdf))。

その他、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、募集人資格制度の見直しのため、①損保協会が運営する募集人資格制度の高度化に向けた、継続教育の観点からの制度の充実を図ることが検討中のほか、②損保協会が運営する募集人資格制度の厳格化に向けた、損保一般試験の出題形式の変更、③募集人向けの法令等遵守責任者資格の創設がなされている([https://www.sonpo-dairiten.jp/oshirase/shiken\\_20250321.html](https://www.sonpo-dairiten.jp/oshirase/shiken_20250321.html)、[https://www.sonpo-dairiten.jp/oshirase/jyunsyu\\_202508.html](https://www.sonpo-dairiten.jp/oshirase/jyunsyu_202508.html))。

<sup>23</sup> 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表され、2024年12月18日、「自動車保険のご加入時に知っておきたいポイント」と題するウェブサイトが公表されている。さらに、損保協会により、2025年4月25日、乗合代理店における保険加入時の消費者の意向や認識を把握することを目的に実施された消費者アンケートの実施結果が公表されている([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)、<https://www.sonpo.or.jp/insurance/car/point.html>、[https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/pdf/enquete\\_250425.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/pdf/enquete_250425.pdf))。

<sup>24</sup> 「損害保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

<sup>25</sup> 損保協会により、2023年11月30日、「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」の改訂版が公表され、2024年9月19日、「修理工場向け写真撮影手引」が公表されている。2025年2月には、事故車の査定を実施するアジャスター向けに不正請求に関する知見を高めるための研修動画の提供を開始した([https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i000000e64-att/231130\\_03.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i000000e64-att/231130_03.pdf)、[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i000003yy6-att/240919\\_05.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i000003yy6-att/240919_05.pdf))。

<sup>26</sup> 損保協会は、2025年3月28日、「代理店業務品質に関する評価指針」(案)の意見公募結果を公表し、2025年6月12日、代理店の業務品質を中立的な第三者が公正かつ適正に評価する仕組み(「代理店業務品質評価制度」)を運営する第三者機関として、「代理店

提言項目	提言箇所	改正箇所
代理店手数料ポイント制度 保険代理店等に対する便宜供与の適正化 保険代理店への出向等の適正化 入庫紹介の適正化	有識者会議報告書	監督指針 <sup>27</sup> 、協会ガイドライン等 <sup>28</sup>
	有識者会議報告書	府令・監督指針 <sup>29</sup> 、協会ガイドライン等 <sup>30</sup>
	有識者会議報告書	監督指針 <sup>31</sup> 、協会ガイドライン等 <sup>32</sup>
	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 <sup>33</sup>
健全な競争環境の実現	共同保険のビジネス慣行の適正化	協会ガイドライン等 <sup>34</sup> ・公正取引委員会 <sup>35</sup>

「業務品質評議会」を設置し、2025 年度からトライアル運用を開始している。本格運用は 2026 年度からを予定されている([https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i00000075wa-att/250328\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i00000075wa-att/250328_01.pdf)、[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/g34l0i0000075wa-att/250612\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/g34l0i0000075wa-att/250612_01.pdf))。

<sup>27</sup> 「代理店手数料の算出方法適正化」に関しては、2025 年 8 月 28 日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている([https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828\\_8.html](https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828_8.html))。

<sup>28</sup> 損保協会により、2024 年 9 月 19 日、「代理店手数料ポイント制度に関する基本的な考え方」が公表されている([https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003yw2-att/240919\\_04.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003yw2-att/240919_04.pdf))。

<sup>29</sup> 「保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止」に関しては、2025 年 8 月 28 日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250512/20250512.html>)。

<sup>30</sup> 損保協会により、2024 年 12 月 26 日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表され、2025 年 9 月 5 日、保険会社向けの「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」が策定されて、損害保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度として、損害保険会社の役職員から通報を受け付ける過度な便宜供与にかかる通報窓口が新たに設置された([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)、[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qln0000000kxk-att/250905\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qln0000000kxk-att/250905_01.pdf))。

生保協会は、2025 年 9 月 19 日、保険会社向けの「代理店業務品質評価運営」における評価基準・評価方法の見直しを行った。また、生保協会は、同日、保険会社向けの「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の策定及び「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」の改訂を行い、生命保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度として、生命保険会社の役職員から通報を受け付ける過度な便宜供与にかかる通報窓口を新たに設置予定である(2026 年 4 月頃運用開始予定)。

[https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919\\_2.pdf](https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919_2.pdf)

<sup>31</sup> 「保険代理店等に対する不適切な出向の防止」に関しては、2025 年 8 月 28 日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

<sup>32</sup> 損保協会により、2024 年 9 月 19 日、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」(以下「損保協会出向ガイドライン」という。)が公表され、2025 年 9 月 18 日、損保協会出向ガイドラインが改訂されている([https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003yrf-att/240919\\_02.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003yrf-att/240919_02.pdf))。また、生保協会により、2025 年 9 月 19 日、保険会社向けの「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」が公表され、「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」が改訂されている([https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919\\_2.pdf](https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250919_2.pdf))。

<sup>33</sup> 損保協会により、2023 年 11 月 30 日、「損害保険の保険金支払に関するガイドライン」の改訂版が公表されている([https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i000000e64-att/231130\\_03.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i000000e64-att/231130_03.pdf))。

<sup>34</sup> 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、各保険会社の保険料率を統一せずに共同保険を組成する「ディファレンシャル方式」の手順書を策定し、2025 年 3 月に会員各社に周知したほか、シンジケートローンを参考にした「アレンジャー方式」の実現に向けた検討を行うとのことである。

<sup>35</sup> 公正取引委員会により、2024 年 10 月 31 日、「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」が公表され、独占禁止法遵守の周知徹底について金融庁及び損保協会に対して要請が発出されている。これを受け、損保協会は、同日、「【協会長コメント】公正取引委員会からの要請を受けての対応について」を公表している([https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031\\_shinsa.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html))。

提言項目	提言箇所	改正箇所
独占禁止法等遵守のための適切な法令等遵守態勢の確立	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 <sup>36</sup>
政策保有株式の縮減	有識者会議報告書	監督指針 <sup>37</sup> ・協会ガイドライン等 <sup>38</sup>
損害保険会社における態勢の確保 ・適切な営業推進態勢の確保 ・適切な保険引受管理態勢の確保	有識者会議報告書	監督指針 <sup>39</sup>
保険仲立人の活用促進 ・媒介手数料の受領方法及び保証金制度の見直し ・保険代理店等との協業の見直し ・海外直接付保における保険仲立人の活用 ・保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令・府令・監督指針 <sup>40</sup>

**36** 損保協会特設サイトによれば、損保協会により以下の各種施策が講じられている。

2023年12月15日、「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改訂([https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i000000jfi-att/231215\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i000000jfi-att/231215_01.pdf))

2024年2月27日、「募集コンプライアンスガイド」を改訂([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/g34l0i0000001jak-att/240227\\_02.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/g34l0i0000001jak-att/240227_02.pdf))

2024年3月6日、「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の公表([https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i00001vc4-att/240306\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i00001vc4-att/240306_01.pdf))

2024年10月17日、独占禁止法の遵守に向けた会員会社向けのセミナーの開催(継続実施予定)([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000004sld-att/241108\\_02.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000004sld-att/241108_02.pdf))

2024年10月21日、会員会社のガバナンス態勢強化に向けた、内部監査に関する会員会社向けのセミナーの開催([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000004qbh-att/241108\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000004qbh-att/241108_01.pdf))

2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)の公表([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf))

2025年9月5日、「募集コンプライアンスガイド」を改訂([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fkk-att/250905\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fkk-att/250905_01.pdf))

2025年12月1日、「独占禁止法コンプライアンス・セミナー」の開催([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/a5663v0000000ayr-att/251201\\_02.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/a5663v0000000ayr-att/251201_02.pdf))

**37** 「政策保有株式の縮減」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

**38** 損保協会により、2024年9月19日に、「政策保有株式に係るガイドライン」(以下「損保協会政策保有株式ガイドライン」という。)が公表され、2025年9月18日、損保協会政策保有株式ガイドラインが改訂されている([https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003ynm-att/240919\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003ynm-att/240919_01.pdf)、[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qln0000000pt1-att/250918\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qln0000000pt1-att/250918_01.pdf))。

**39** 「適切な営業推進態勢の確保」に関しては、2025年12月17日に公表された「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」において、保険金等支払管理態勢に関する事項とともに、改正案が示されている。一方、「適切な保険引受管理態勢の確保」に関する改正については、現時点では明らかではない(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251217-4/20251217-4.html>)。なお、「顧客等に関する情報管理態勢の整備」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

**40** 「仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し」に関しては、2025年8月28日、「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について」の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>)。

提言項目	提言箇所	改正箇所
保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令・監督指針・協会ガイドライン等 <sup>41</sup>
企業内代理店に関する規制の再構築 ・ 特定契約比率規制の見直し ・ 保険仲立人への特定契約比率規制の適用 ・ 「特別の利益の提供」の禁止の観点からの適正化	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	監督指針・協会ガイドライン等 <sup>42</sup>
火災保険の赤字構造の改善等 ・ 企業向け損害保険商品のモニタリングの高度化 ・ 火災保険参考純率の算出方法の見直し ・ 参考純率算出及び標準約款作成の対象となる保険種目の拡大	損害保険業等 WG 報告書	府令 <sup>43</sup> ・告示 <sup>44</sup> ・(監督指針・) 損害保険料率算出機構

以上

<sup>41</sup> 損保協会により、2024年12月26日、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表され、2025年9月5日、「募集コンプライアンスガイド」が改定されている([https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf), [https://www.sonpo.or.jp/news/2025/qt6qln000000fkk-att/250905\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/2025/qt6qln000000fkk-att/250905_01.pdf))。

<sup>42</sup> 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「保険代理店経由で契約情報を取得する際の同意書フォーム(ひな型)を策定することを検討中とのことである。

<sup>43</sup> 料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類に関しては、2025年8月29日、損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令、及び、新たに参考純率算出の対象となる保険種目を定める告示案の意見公募結果が公表され、同日より適用が開始されている(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250829/20250829.html>)。

<sup>44</sup> 2025年4月1日付で、「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件」及び「保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件」が公布・適用されている。これは、「昨今の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、異常危険準備金の積立を促進するため、損害率の水準が同程度の保険種類における準備金残高について、一体的に管理することを認める等の改正を行うもの」である(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250401/20250401.html>)。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 村井 恵悟 ([keigo.murai@amt-law.com](mailto:keigo.murai@amt-law.com))

弁護士 津江 紘輝 ([hiroki.tsue@amt-law.com](mailto:hiroki.tsue@amt-law.com))

弁護士 高野 聖也 ([seiya.takano@amt-law.com](mailto:seiya.takano@amt-law.com))

監修者： 弁護士 出張 智己 ([tomoki.debari@amt-law.com](mailto:tomoki.debari@amt-law.com))

弁護士 福田 直邦 ([naokuni.fukuda@amt-law.com](mailto:naokuni.fukuda@amt-law.com))

弁護士 若狭 一行 ([kazuyuki.wakasa@amt-law.com](mailto:kazuyuki.wakasa@amt-law.com))

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。